

# 一般廃棄物最終処分場整備候補地選定結果

## 報告書

令和元年 10 月

一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会

## 目 次

1 選定委員会 .....	1
(1) 委員会の概要 .....	1
(2) 委員会開催の経過.....	1
2 候補地に係る基本条件.....	3
3 候補地の選定 .....	4
(1) 候補地選定の手順.....	4
① 第1次選定 .....	4
② 第2次選定 .....	4
③ 第3次選定 .....	4
(2) 第1次選定の条件と結果.....	5
① 第1次選定条件.....	5
② 第1次選定結果.....	7
(3) 候補地の情報提供の募集.....	9
① 募集方法 .....	9
② 寄せられた情報の取扱い.....	9
③ 寄せられた情報の件数.....	9
(4) 第2次選定の条件と結果.....	11
① 第2次選定条件.....	11
② 第2次選定結果.....	14
(5) 第3次選定の条件と結果.....	19
① 第3次選定条件.....	19
② 第3次選定結果.....	20

## はじめに

一関地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会は、組合の基本構想に基づく施設の整備候補地を検討するため、平成30年3月19日に設置されて以来、令和元年10月15日までの約1年7か月の間、延べ9回にわたり委員会を開催し選定作業を進めました。

選定に当たっては、自然環境、交通、防災、経済面などの条件のほか、幅広い角度から検討を重ねるとともに、候補地の現地調査を通じて候補地の現況把握に努め、ここに「一般廃棄物最終処分場整備候補地選定結果報告書」としてまとめました。

なお、本委員会の審議内容は、審議過程の透明化に資するため、個人情報など公開にあたり支障となる情報を除き、原則公開としました。

令和元年10月18日

一関地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会  
委員長 中澤廣

一関地区広域行政組合は、既存の最終処分場である舞川清掃センター、花泉清掃センター及び東山清掃センターの埋立残容量がひっ迫してきていることから、新たな最終処分場を整備する方針を平成29年3月に策定した廃棄物処理基本構想で示しました。

## 1 選定委員会

### (1) 委員会の概要

一関地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会（以下「委員会」という。）は、平成30年3月に設置された。

委員会の所掌事項は、一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）が平成29年3月に策定した廃棄物処理基本構想に基づく一般廃棄物最終処分場の整備候補地の選定に関すること並びにその他必要な事項である。

委員会は、管理者が委嘱する学識経験者及び有識者の計7名で構成し、委員は表1のとおりである。

表1 一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会委員名簿

氏名	備考	専門分野等
委員長 中澤 廣	工学博士 (岩手大学名誉教授)	廃棄物処理工学
副委員長 千葉 啓子	医学博士 (岩手県立大学盛岡短期大学部名誉教授)	環境影響評価
委員 東 淳樹	農学博士 (岩手大学農学部)	動物生態学
委員 大河原 正文	工学博士 (岩手大学理工学部)	地盤工学
委員 鳩田 尚哉	工学博士 (岩手大学農学部)	環境・放射能
委員 平塚 明	理学博士 (岩手県立大学名誉教授)	植物生態学
委員 山本 博	(元県南広域振興局副局長)	行政有識者

### (2) 委員会開催の経過

委員会は、平成30年3月からおおむね2か月に1回の頻度で開催し、候補地の現地調査を含めて約1年7か月の間に計9回開催した。

委員会の開催経過と主な内容は、表2のとおりである。

表2 委員会開催の経過と主な内容

回	開催日	主な協議内容等
第1回	平成30年 3月19日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱状交付</li> <li>・ 委員長・副委員長互選</li> <li>・ 一般廃棄物最終処分場の整備計画について</li> <li>・ 候補地選定の手順について</li> <li>・ 第1次選定の条件について</li> </ul>
第2回	5月23日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備候補地の条件について</li> <li>・ 第1次選定の条件について</li> </ul>
第3回	7月2日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1次選定の結果について</li> <li>・ 第2次選定の条件等について</li> </ul>
第4回	9月12日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 候補地選定手順の見直しについて</li> <li>・ 第1次選定の結果について</li> <li>・ 第2次選定の条件等について</li> </ul>
第5回	12月17日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 候補地の情報提供を求めるについて</li> <li>・ 第2次選定の条件等について</li> </ul>
第6回	令和元年 5月24日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次選定の結果について</li> <li>・ 第3次選定の方法について</li> </ul>
第7回	7月26日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3次選定について</li> </ul>
第8回	9月4日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調査対象候補地の決定について</li> </ul>
第9回	10月15日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3次選定候補地について</li> <li>・ 候補地選定委員会報告書について</li> </ul>

## 2 候補地に係る基本条件

候補地の選定に当たり、基本条件については表3のとおりとした。

表3 一般廃棄物最終処分場等の概要

項目	条件
必要面積	約4ha (40,000 m <sup>2</sup> )
埋立年数	25年間（うち第1期：15年間）
埋立容量	178,000 m <sup>3</sup> (うち第1期分：107,962 m <sup>3</sup> )
対象廃棄物	焼却残渣、不燃残渣
選定範囲	一関市、平泉町（一関市狐禅寺地区を除く）
選定方法	周辺条件、地形等で選定（市町推薦地域等なし）
運営主体	一関地区広域行政組合

### 3 候補地の選定

#### (1) 候補地選定の手順

候補地選定作業は、3段階で進めることとし、それぞれの段階で行う作業の概要を次のとおりとした。

##### ① 第1次選定

必要面積等から整備可能地域の条件を設定し、法的規制や災害の影響など、施設整備に不適切と考えられる区域を除外し、残った範囲から条件に適合する地域を抽出する。

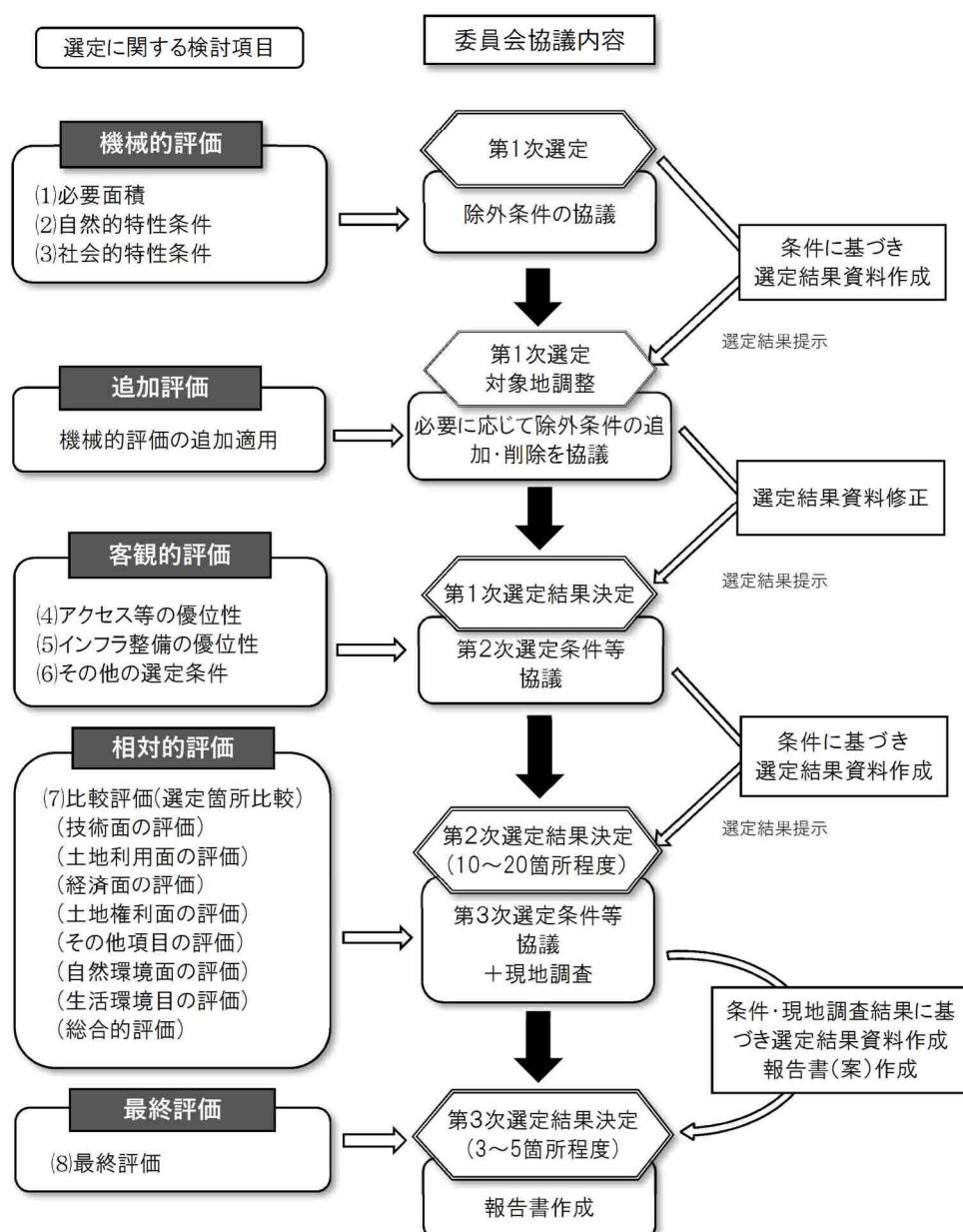
##### ② 第2次選定

アクセス性やインフラ整備の優位性、人口分布等の諸条件により、更に絞り込む。

##### ③ 第3次選定

技術、環境、経済面などを総合的に評価して、合理的な箇所を複数選定する。

#### 候補地選定フロー



## (2) 第1次選定の条件と結果

### ① 第1次選定条件

第1次選定では、自然的特性条件及び社会的特性条件により規制を受ける区域を回避することにより、選定対象地域の絞込みを行った。

#### ア 自然的特性条件

自然公園、保安林、鳥獣保護区特別保護地区などのほか急傾斜崩壊危険区域など災害の影響を受ける区域など、表4に掲げる条件を自然的特性条件とし、これらの規制を受ける区域を極力回避する。

表4 自然的特性条件

条件	法令等	規制区域及び法的規制の内容	備考
1 自然公園地域	自然公園法第5条	優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の推進を図ることを目的として国又は県が指定 一定の行為については国又は県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
2 自然環境保全地域	自然環境保全法第17条、第22条 岩手県自然環境保全条例	自然環境の保全が特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を目的として国又は県が指定 (国が定める自然環境保全地域は管内に該当なし) 一定の行為については国又は県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
3 環境緑地保全地域	岩手県自然環境保全条例	良好な環境を維持するために必要な区域で一定規模以上の面積のもののうち、自然環境を保全するために必要なものとして県が指定 一定の行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
4 鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条	鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、国又は県が指定 (国が定める鳥獣保護区特別保護地区は管内に該当なし) 一定の行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
5 国有林	森林法第7条の2、第10条の2	林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図ることを目的に、国が保護管理している森林 1ha以上の開発行為は県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
6 保安林	森林法第25条	森林の保続培養と森林生産力の増進とを図るため、森林区域として国有林については国が指定 転用するには国又は県の指定解除が必要	条件が該当する全域を除外
7 河川保全区域	河川法第54条、第55条	河川を保全するために河川区域に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定	条件が該当する全域を除外
8 緑の回廊	—	希少な野生生物の生育・生息地等を保護・管理する保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生生物の移動経路を確保することを目的とし、国が指定	条件が該当する全域を除外

条件	法令等	規制区域及び法的規制の内容	備考
9 砂防指定地	砂防法第2条	砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止又は制限すべき土地として国が指定	条件が該当する全域を除外
10 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条、第7条	崩壊するおそれのある急傾斜地でその土地及び近くの土地の改変による危険を防止する必要がある区域で県が指定 一定の行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
11 地すべり防止区域	地すべり等防止法第18条	地すべりのおそれの極めて大きい地域及びそれに隣接する地域として国が指定 一定の行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
12 地すべり危険地区	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	地形図や過去の災害履歴などから判断して地すべりが発生する可能性があり、人家、河川、鉄道、官公署に被害を生ずるおそれのある箇所で県が指定 一定の行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
13 山腹崩壊危険地区	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	山地災害危険地区で山腹崩壊土砂が公共施設又は人家等に影響を及ぼすおそれがある箇所で県が指定 一定の行為については県の許可が必要	影響範囲を半径 100mとして除外
14 なだれ危険地区	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	山腹に積もった雪が斜面を崩れ落ち、公共施設又は人家等に影響を及ぼすおそれがある箇所で県が指定 一定の行為については県の許可が必要	影響範囲を半径 100mとして除外
15 崩壊土砂流出危険地区	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流となって流出し、公共施設又は人家等に影響を及ぼすおそれがある箇所で県が指定 一定の行為については県の許可が必要	影響範囲を半径 100mとして除外
16 土石流危険渓流	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある渓流で県が指定 一定の行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
17 地すべり地形分布図	一(国立研究開発法人防災科学研究所調査)	地滑り変動によって形成された地形的痕跡である「地すべり地形」についてその外形と基本構造(滑落崖・移動体)をマッピングしたもの	条件が該当する全域を除外
18 浸水想定区域	水防法第14条	指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定	条件が該当する全域を除外

#### イ 社会的特性条件

都市計画用途区域、農業振興地域、文化財、景観地区など、表5に掲げる条件を社会的特性条件とし、これらの規制を受ける区域を回避する。

表5 社会的特性条件

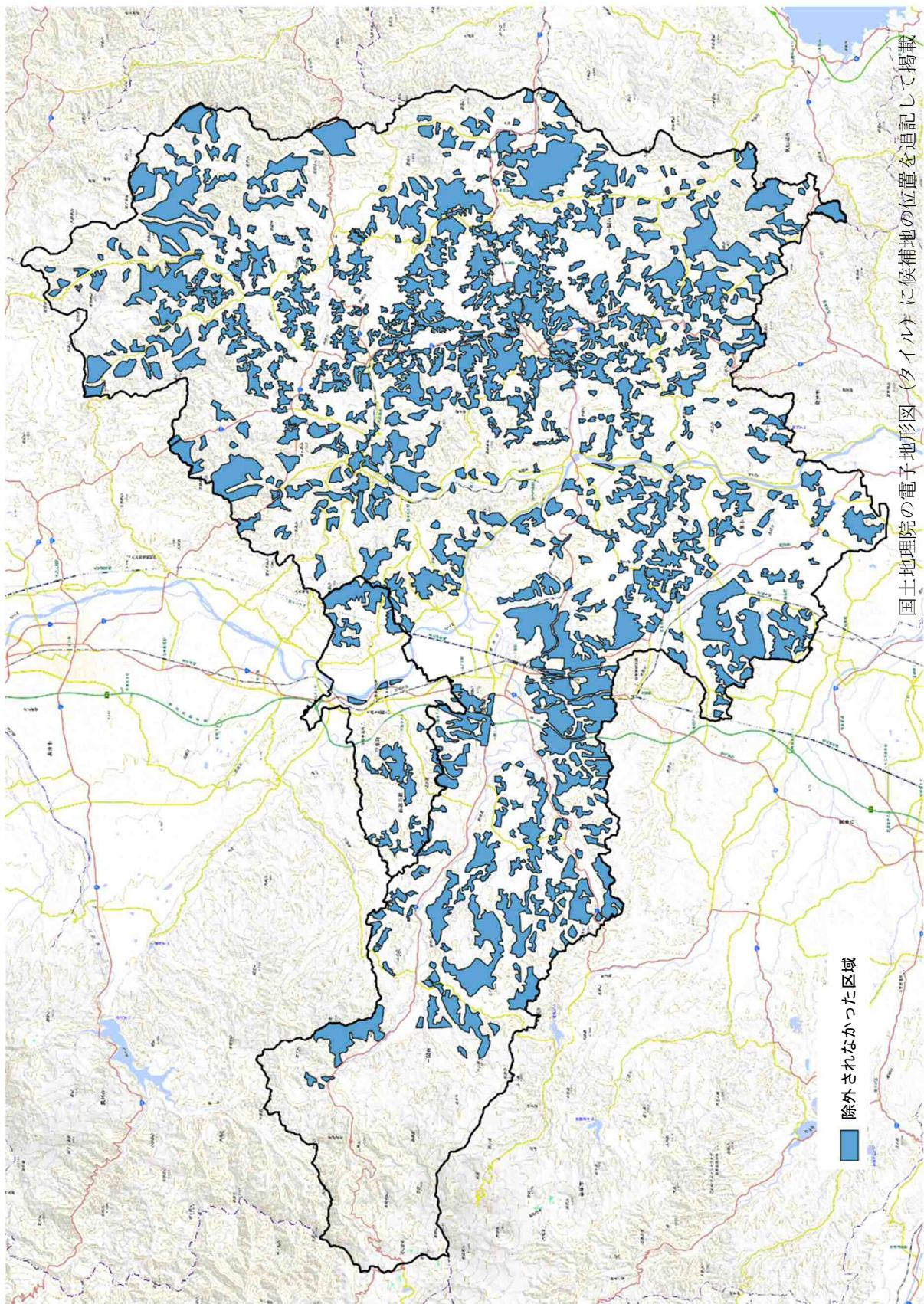
条件	法令等	規制区域及び法的規制の内容	備考
19 都市計画区域	都市計画法第8条、第29条	用途地域の指定は、良好な市街地形成と住居・商業・工業などが適切に配置された合理的な土地利用を実現するため、それぞれの地域に応じ建築物の用途、容積率、高さ等に制限を加えるもの	工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く用途指定区域を除外
20 農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律第6条、第15条の2、第17条	市町が策定する農業振興地域整備計画により決定される 同計画では、農用地等として利用する土地を農用地区域として設定し、農業の発展に必要な措置が集中的に行われる 一定の開発行為には県の許可が必要	農用地区域及び農業施設用地区域のみ除外
21 文化財等	文化財保護法第27条外	歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料 現状を変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には国の許可が必要	影響範囲を半径100mとして除外
22 埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法第95条	埋蔵文化財を包蔵する土地、又はその範囲一定の行為については国への届出が必要	条件が該当する全域を除外
23 重要文化的景観	文化財保護法第134条	景観計画区域又は計画地区内にある文化的景観で、県又は市町が保存措置を講じているもののうち、特に重要なものとして国が選定 一定の行為については国への届出が必要	条件が該当する全域を除外
24 巨樹・巨木林	一（環境省調査）	環境省調査により保存していくことが重要なとされている巨樹・巨木林	影響範囲を半径100mとして除外
25 景観地区・準景観地区	景観法第61条、第74条	良好な景観の形成のために国が指定し、一定の制限を定めるもの	条件が該当する全域を除外

#### ② 第1次選定結果

第1次選定では、自然的特性条件及び社会的特性条件により規制を受ける区域を回避したことにより、一関市及び平泉町の全体面積のうち約8割を候補地選定の対象から除外した。

その結果、第1次選定で除外されなかった区域は約26,817.8haであり、図1のとおりとなつた。

図1 第1次選定結果



### (3) 候補地の情報提供の募集

第2次選定の段階において、委員会が、今後、候補地を絞り込むに当たっては、一般廃棄物最終処分場の整備に対する地元の理解や土地の現況などの情報が重要要素となり、事業の実現性に大きく関係するものと捉えた。

一方、一般廃棄物最終処分場の候補地については、その選定を委員会が行っていることは組合ホームページのほか一関市及び平泉町の広報を通じて周知ってきており、報道もなされてきた。このことを受け、住民や任意団体などから候補地として提供してもよいという土地の情報が自発的に寄せられていた。

これらのことから、委員会では第2次選定の段階で、候補地として提供してもよいという土地の情報を広く一般公募し、その情報を候補地の選定評価に反映することとした。

#### ① 募集方法

候補地に関する情報提供の募集は、次の方法により行い、情報提供の希望者に対し、資料と必要書類の様式を送付した。

##### ア 周知方法

- (ア) プレスリリース（平成30年12月）
- (イ) 組合ホームページへの掲載（平成30年12月～平成31年3月）
- (ウ) 一関市及び平泉町の広報紙への掲載（平成31年2月号：1月下旬発行）

##### イ 募集期間

平成30年12月25日（火）～平成31年3月29日（金）

※ 当初の募集期間は、締切日を平成31年2月28日（木）までとしていたが、締切日が近づいても問い合わせが続いていることから、締切日を1か月延長した。

#### ② 寄せられた情報の取扱い

寄せられた情報は、第1次選定で回避する区域に該当しないことを確認した上で、第2次選定の評価に反映した。

具体的には、事業の実現性を考慮し、「土地取得の容易性」の項目において評価した。

「土地取得の容易性」については、候補地選定の重要な要素となることから、早い段階で考慮することが望ましく、そのため寄せられた情報については、第2次選定で10か所～20か所程度の候補地に絞り込む段階で選定評価に反映することとした。

#### ③ 寄せられた情報の件数

一般廃棄物最終処分場と同時に募集したエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の候補地情報と合わせて、合計18件の情報が寄せられた。

寄せられた情報の内訳は次のとおりであり、一覧を表6に示す。

ア 一般廃棄物最終処分場の候補地としての情報 12件

イ エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の候補地としての情報 13件

ウ 両施設を一体的に整備する候補地としての情報 9件

表6 寄せられた情報

No.	主な字名	おおよその面積	対象施設		
			一般廃棄物最終処分場	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設	両施設の一体整備
1	一関市弥栄字丑子畠	9.6ha			○
2	平泉町平泉字南沢	7.3ha	○	○	
3	一関市萩荘字栎倉	4.2ha	○		
4	一関市花泉町金沢字滝ノ沢外	84.7ha			○
5	一関市花泉町老松字蛭沢西平外	10.5ha	○		
6	一関市舞川字河賀慶	22.0ha		○	○
7	一関市滝沢字藤	15.9ha		○	
8	一関市弥栄字丑子畠	1.4ha	○	○	
9	一関市巖美町字外谷地	2.2ha		○	
10	一関市滝沢字草刈場	7.3ha		○	○
11	一関市滝沢字道木外	20.5ha	○	○	○
12	一関市千厩町奥玉字飛ヶ森外	309.8ha	○	○	
13	一関市千厩町千厩字北ノ沢外	20.8ha	○	○	○
14	一関市千厩町千厩字下木六	4.1ha	○		
15	一関市花泉町花泉字駒場外	49.5ha	○	○	○
16-1	一関市花泉町老松字下宮沢	10.0ha		○	○
16-2	一関市花泉町日形字中通	25.6ha	○		
17	一関市弥栄字丑子畠	2.1ha	○	○	
18	一関市弥栄字石名坂外	11.8ha	○	○	○
計	18件		12	13	9

※寄せられた情報で複数の字が含まれる場合、最も面積が大きい字を「主な字名」として表記した。

#### (4) 第2次選定の条件と結果

##### ① 第2次選定条件

第1次選定において選定された範囲から、絞込み条件により絞込みを行い、次に比較評価により順位を付け、10か所～20か所程度の候補地を選定することとした。

##### ア 絞込み条件

表7に示す絞込み条件により、適切な区域を抽出する。

表7 絞込み条件

条件	条件の考え方	絞込み方法
学校、病院等からの距離	静寂が必要とされる、文教施設、厚生施設に近接しない候補地を選定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>文教施設(学校、幼稚園等)から300m以内でないこと。</li> <li>厚生施設(病院、老人福祉施設等)から300m以内でないこと。</li> </ul>
公共施設 (国・県の機関)	住民の利用頻度の多い施設に近接しない候補地を選定する。	住民等が日常的に利用する施設(庁舎、保健センター、市民センター、図書館、コミュニティセンター、社会体育施設、公園等)から300m以内でないこと。
公共施設 (市町村の機関)		
インフラ整備状況 (上水・下水)	施設整備後、維持管理を行っていかなければならないことから、インフラ設備の整備状況を考慮した候補地を選定する。 道路線形に従って、電気、上水、下水が整備されるため、管内主要道に隣接した土地を選定することにより、インフラ整備に優位性を確保できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道、主要地方道沿線の近隣に位置し、道路両脇1.5kmの範囲内とする。</li> <li>取付道路の想定路線が鉄道踏切、高規格道路、河川等と交差し、高度な技術を要すると想定できる場合は除外する。</li> <li>取付道路の想定接続先となる既存道路において、大型車両の通行が困難な区間が存在する場合は除外する。</li> <li>取付道路の想定路線が適切な幅員や高さを確保できない事象が存在する場合は除外する。</li> <li>取付道路の新設・拡張が必要な距離が短い位置とする。</li> </ul>
道路状況	運搬の容易性、工事の容易性から、整備された道路に近接した候補地を選定する。	
土地造成の容易性	造成費は事業に大きく影響することから、造成が容易と想定される候補地を選定する。	谷地を原則とするが、平地等を含めた柔軟な対応とする。
構造物等の有無	施設整備に影響する構造物の影響しない候補地を選定する。	国道、主要地方道、工場等の大規模構造物の影響のない場所とする。
人口分布	一般廃棄物の排出量は人口の分布と密接な関係があるため、人口分布を考慮した候補地を選定する。	組合管内における人口重心から半径15kmの範囲とする。

## イ 評価方法

アによる絞込みの後、各候補地を次の手順で比較評価した。

### (ア) 評価対象候補地の分割

評価に当たり、20ha超の広大な面積となるエリアは、20ha程度になるまで鉄道や河川、道路などの線形によって分割し、評価することとした。

#### 【分割の適用順】

- i 鉄道、高速道路、河川の線形で分割
- ii 県道、市道、私道の線形で分割（県道、市道、私道の幅員は、1.5m以上とする。）
- iii 地形（稜線等の候補地となりえない地形）で分割

### (イ) 評価項目

評価項目は、表8のとおり、基本要素6項目、重要要素4項目の合計10項目で評価した。

### (ウ) 評価点

評価点の配点は、最高点を65点、最低点を15点とし、基本要素と重要要素の配分をおおむね5：5とした。

#### 【配点】

評価点…………… ◎=5点、○=3点、△=1点

要素区分による重みづけ… 基本要素=×1、重要要素=×2

表8 比較評価項目

評価項目	評価内容	評価基準	評価
基本要素 (×1)	1 人口重心から の距離	運搬コストに影響するため、組合管内の人団重から の距離に応じて評価する。	人口重心からの距離が 5 km 以内 ○ 人口重心からの距離が 5 km を超え 10km 以内 △
			人口重心からの距離が 10km を超える
			△
	2 評価対象 地内人口	稼働後の埋立造成等の騒音や 振動等による住民生活への影 響を考え、候補地の対象地内 人口数に応じて評価する。 ※ 評価対象地内人口数は 250m メッシュの人口分布 データから判断する。	対象地内人口が 10 人以下 ○ 対象地内人口が 11 人以上 30 人以下 △
			対象地内人口が 31 人以上
			△
	3 敷地面積	敷地面積に余裕があれば施設 の配置計画や拡張性が柔軟に なることから、面積に応じて 評価する。	対象面積が 10ha 以上 ○ 対象面積が 5 ha 以上 10ha 未満 △
			対象面積が 5 ha 未満
			△
重要要素 (×2)	4 隣接自 治体から の距離	他行政の住民等との調整に影 響するため、隣接する自治体 の行政境からの距離に応じて 評価する。	行政境からの距離が 1 km 以上 ○ 行政境からの距離が 500m 以上 1 km 未 満 △
			行政境からの距離が 500m 未満
			△
	5 道路状況	運搬コスト、工事の容易性に 影響するため、国道・主要地方 道からの距離に応じて評価す る。	国道・主要地方道からの距離が 1 km 以内 ○ 国道・主要地方道からの距離が 1 km を超える △
			△
			△
	6 取付道の 有無	候補地までの道路整備コスト に影響するため、国道・主要地 方道から候補地までの取付道 の状況に応じて評価する。	取付道の幅員が 3 m 以上 ○ 取付道の幅員が 1.5m 以上 3 m 未満 △
			取付道の幅員が 1.5m 未満又は取付道 がない
			△
	7 土地の利 用状況	土地造成及び取得の容易性に 影響するため、候補地の土地 の利用状況に応じて評価す る。	空地、未利用地、山林、農地等 ○ 工場用地等 △
			△
			△
重要要素 (×2)	8 構造物	主要地方道や工場等の大規 模構造物については除外してい るが、その他の構造物の状況 に応じて評価する。	構造物を避けて 4ha 程度確保可能 ○ 構造物を避けずに 4 ha 程度確保でき ないが、構造物の移転が可能 △
			△
			△
	9 地形	施設整備の容易性に影響する ため、土地の形状に応じて評 価する。 ※ 沢は地形としては適当で はないため、沢を回避して 必要面積確保の可否を確認 する。	谷地で 4 ha 程度を確保可能 ○ 谷地と平地を合わせて 4 ha 程度を確 保可能 △
			△
			△
	10 土地取 得の容易性	土地取得の容易性に影響する ため、構成市町が所有する土 地か否か、住民等からの情報 提供の状況に応じて評価す る。 ※ 情報提供は、基本条件を 満たす情報のみを指し、基 本条件を満たさない情報は 評価の対象としない。	構成市町が所有する土地であり且つ 住民等からの情報提供がある ○ 構成市町が所有する土地である又は 住民等からの情報提供がある △
			△

## ② 第2次選定結果

### ア 評価対象候補地の分割結果

絞込み条件による絞り込みを行い、①のイの(ア)により分割した結果、評価対象となった候補地は687か所となった。

### イ 比較評価結果

比較評価の結果、最高点は59点、最低点は23点であった。

このうち、総合評価点で区切った上位41か所の評価結果は、表9のとおりであった。

表9 比較評価結果表

比較項目 候補対象地	基礎要素 (× 1)								重要要素 (× 2)		総合評価
	(1) か人口 から の重 心 距 離	(2) 評 価 内 人 口 対 象	(3) 敷 地 面 積	(4) か隣 接 自 治 体 距 離	(5) 道 路 状 況	(6) 有 無 取 付 道 の 状 況	(7) 利 用 道 の 状 況	(8) 構 造 物	(9) 地 形	(10) の 土 地 容 易 性 取 得	
一関市 158	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	59
一関市 159	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	59
一関市 332	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	59
一関市 75	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	△	57
一関市 276	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	57
一関市 472	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	57
一関市 510	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	57
一関市 512	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	57
一関市 536	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	57
一関市 548	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	57
一関市 252	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	55
一関市 320	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	55
一関市 323	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	55
一関市 386	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	55
一関市 392	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	55
一関市 506	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	55
一関市 534	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	55
一関市 562	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	55
一関市 572	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	55
一関市 607	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	55
平泉町 9	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	53
一関市 90	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	53
一関市 100	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	53
一関市 104	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	53
一関市 108	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	53
一関市 112	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	53
一関市 157	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	53
一関市 177	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	53
一関市 183	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	53
一関市 184	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	53
一関市 193	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	53
一関市 194	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	53
一関市 200	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	53
一関市 307	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	53
一関市 459	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	53
一関市 469	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	53
一関市 513	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	53
一関市 532	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	53
一関市 619	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	53
一関市 640	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	53
一関市 648	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	53

#### ウ 近接候補地の取扱いについて

第2次選定の評価に当たり、①のイの(ア)において候補地を便宜的に分割した。

しかし、施設整備は分割後の候補地の形状にとらわれるものではないことから、第2次選定における候補地の決定に当たり、ほぼ同条件と考えられる近接の複数の候補地については、そのうちの1か所を代表候補地として選定した。

##### (ア) 近接とみなすもの

候補地が近接しており、かつ同一行政区画内に存在しているもの

(対象地周辺の地形、道路、行政区画等の関係を加味して取扱いを決定)

##### (イ) 代表候補地とするもの

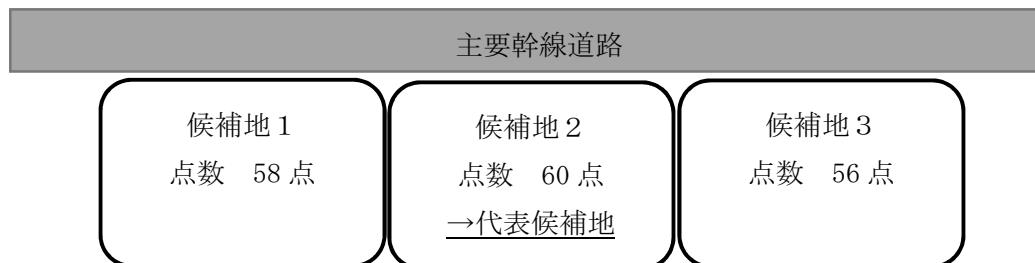
⑦ 第2次選定の総合評価点が上位のもの

① 第2次選定の総合評価点が同点の場合は、主要幹線道路により近接なもの

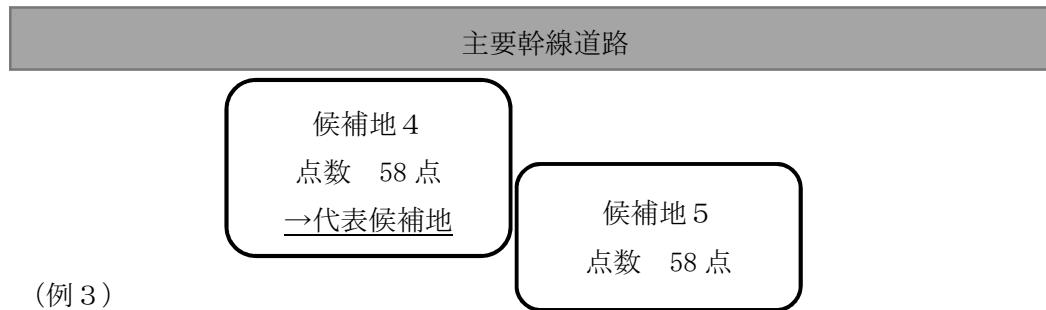
⑦ 第2次選定の総合評価点が同点で主要幹線道路からの距離も同等な場合は、放流地点により近接なもの

② その他特殊な事情がある場合は個別に検討

(例 1)



(例 2)



(例 3)



##### (ウ) 近接候補地として取り扱う候補地及び代表候補地

No.158、No.159の代表候補地は、放流地点に近接しているNo.159とした。

エ 第2次選定における候補地の選定

第2次選定の評価結果（②のア）において、総合評価点が55点以上となる上位20か所のうち、②のイの(ウ)の代表候補地としない近接候補地（No.158）を除いた19か所を第2次選定候補地として選定した。

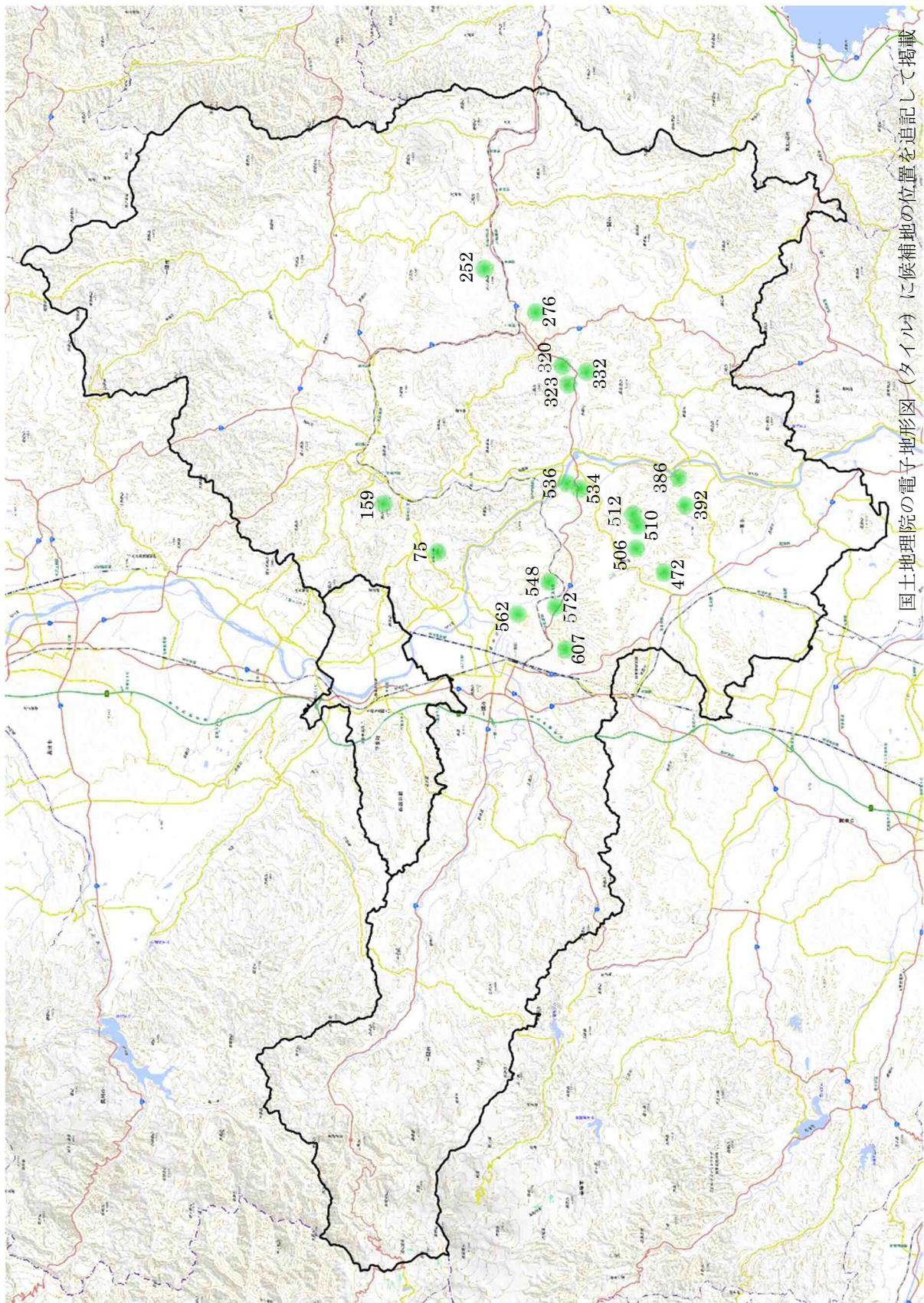
選定した第2次選定候補地は、表10及び図2のとおり。

表10 第2次選定結果

No.	候補地No.	主な字名
1	75	一関市舞川字小戸外
2	159	一関市東山町長坂字長平外
3	252	一関市千厩町奥玉字入山沢外
4	276	一関市千厩町千厩字北ノ沢外
5	320	一関市千厩町千厩字西小田外
6	323	一関市川崎町薄衣字大平外
7	332	一関市藤沢町増沢字外山外
8	386	一関市花泉町日形字中神外
9	392	一関市花泉町日形字中通外
10	472	一関市花泉町老松字蛭沢西平外
11	506	一関市花泉町金沢字中屋敷外
12	510	一関市花泉町金沢字馳場外
13	512	一関市花泉町金沢字長沢外
14	534	一関市弥栄字寺町外
15	536	一関市弥栄字沼畑外
16	548	一関市滝沢字小林外
17	562	一関市滝沢字駒場外
18	572	一関市滝沢字鶴ヶ沢外
19	607	一関市字沢外

図2 第2次選定結果

国土地理院の電子地形図(タイル)に候補地の位置を追記して掲載



## (5) 第3次選定の条件と結果

### ① 第3次選定条件

第2次選定において選定された19か所の候補地について、評価①の評価により上位7か所～8か所の現地調査対象候補地を抽出し、抽出した現地調査対象候補地を現地調査の上、委員が採点する評価②により評価し、第2次選定と第3次選定（評価①と評価②）の評価点の総計から3か所～5か所程度を選定することとした。

#### ア 評価①

次の項目について評価を行い、第2次選定における評価点数に加算することとした。

#### (ア) 評価項目

表11に示す評価項目により、比較評価することとした。

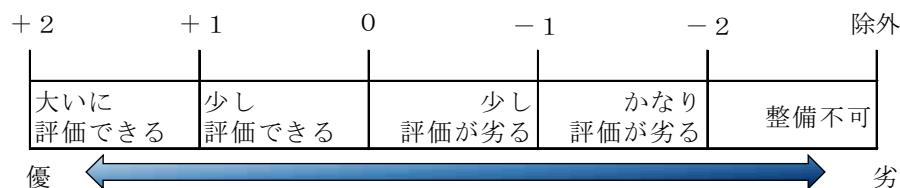
表11 評価①の評価項目

項目	内容
技術面の評価 (配点×1.0)	地盤・地質の調査
土地利用面の評価 (配点×0.5)	① 埋立完了後の土地利用 ② 必要容量確保の可否 ③ 土地利用計画
経済面の評価 (配点×1.5)	① 敷地造成費 ② 取付道路延長 ③ 浸出水排出管路延長 ④ 土地の価格 ⑤ 維持管理費
土地権利面の評価 (配点×1.5)	① 所有者数 ② 遠隔地在住の所有者数 ③ 未相続・筆界未定・共有の土地の有無 ④ 地役権・地上権の有無 ⑤ 抵当権等の有無
その他考慮すべき事項 (配点×0.5)	① 地域における土地利用の現状 ② 放流先河川の状況 ③ 希少動植物生息域状況 ④ その他

#### (イ) 配点及び 採点基準

項目ごとに、次の評価を行うこととした。

（配点：合計最高点10点、合計最低点△10点）



## イ 評価②

現地調査対象候補地の現地調査を行い、各委員がそれぞれ採点した平均値を評価①の点数に加算することとした。

### (ア) 評価項目

表12に示す評価項目により、比較評価することとした。

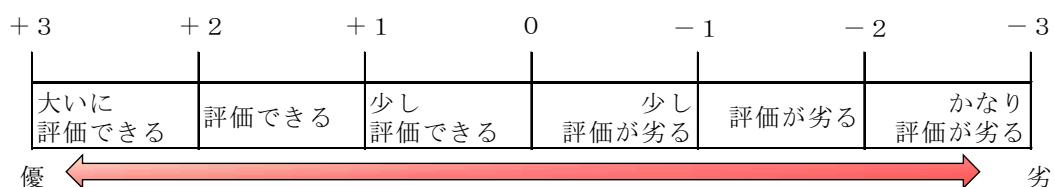
表12 評価②の評価項目

項 目	内 容
自然環境面の評価 (配点×1)	施設建設に伴う自然環境への影響を評価
生活環境面の評価 (配点×1)	施設建設に伴う生活環境への影響を評価
総合的評価 (配点×2)	候補地の総合的な評価

### (イ) 配点及び採点基準

項目ごとに、次の評価を行うこととした。

(配点：合計最高点12点、合計最低点△12点)



## ② 第3次選定結果

### ア 評価①

評価①の評価結果表は、表13のとおりであり、最高得点は60点、最低得点は48.5点であった。

評価①における各評価項目の評価の詳細を表14、表15、表16、表17に、評価項目の説明を表18に示す。

評価①の結果、現地調査対象候補地を上位8か所とした。

表 13 評価①評価結果表

が現地調査対象候補地

候補地 No.	第2次選定評価			第3次選定評価①			合計
	点数	技術面の評価 ×1.0	土地利用面の評価 ×0.5	総面積の評価 ×1.5	土地権利面の評価 ×1.5	その他考慮すべき事項 ×0.5	
75 57 コバルト	点数	除外					除外
159 59 コバルト	△1 ×1.0=△1.0	△1 ×0.5=△0.5	1 ×1.5=1.5	2 ×1.5=3.0	△1 ×0.5=△0.5	2.5	61.5
252 55 コバルト	点数	・地層の状態：○ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：△ ・微地形の変状など：×	埋立段数：4段	造成面積：38,300m <sup>2</sup> ・取付道路延長：1,650m ・放流河川までの距離：90m	・所有者数：2人	・放流先河川に漁業権 あり	除外
276 57 コバルト	点数	0 ×1.0=0.0	2 ×0.5=1.0	△2 ×1.5=△3.0	0 ×1.5=0.0	0 ×0.5=0.0	△2.0
320 55 コバルト	点数	・地層の状態：△ ・盛土流用：△ ・湧水・表流水：△ ・微地形の変状など：△	埋立段数：1段	造成面積：71,000m <sup>2</sup> ・取付道路延長：160m ・放流河川までの距離：640m	・所有者数：14人		△2.0
323 55 コバルト	点数	1 ×1.0=1.0	1 ×0.5=0.5	0 ×1.5=0.0	1 ×1.5=1.5	0 ×0.5=0.0	3.0
332 59 コバルト	点数	・地層の状態：△ ・盛土流用：△ ・湧水・表流水：△ ・微地形の変状など：×	埋立段数：2段	造成面積：67,000m <sup>2</sup> ・取付道路延長：70m ・放流河川までの距離：40m	・所有者数：6人 ・遠隔地在住の所有者数：2人		3.0
386 55 コバルト	点数	-	0 ×0.5=0.0	1 ×1.5=1.5	0 ×1.5=0.0	0 ×0.5=0.0	除外
392 55 コバルト	点数	0 ×1.0=0.0	1 ×0.5=0.5	1 ×1.5=1.5	0 ×1.5=△1.5	0 ×0.5=0.0	除外
472 57 コバルト	点数	△2 ×1.0=△2.0	1 ×0.5=0.5	0 ×1.5=0.0	△1 ×1.5=△1.5	0 ×0.5=0.0	△3.0

506	55	点数 コバト	$\Delta 1 \times 1.0 = \Delta 1.0$	$2 \times 0.5 = 1.0$
		・地層の状態：○ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：× ・微地形の変状など：△	・埋立段数：1段	・造成面積：53,900 m <sup>2</sup> ・取付道路改良不要 ・放流可川までの距離：480m
510	57	点数 コバト	$0 \times 1.0 = 0.0$	$1 \times 0.5 = 0.5$
		・地層の状態：○ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：△ ・微地形の変状など：△	・埋立段数：2段	・造成面積：65,300 m <sup>2</sup> ・取付道路延長：750m ・放流可川までの距離：490m
512	57	点数 コバト	$\Delta 1 \times 1.0 = \Delta 1.0$	$1 \times 0.5 = 0.5$
		・地層の状態：○ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：△ ・微地形の変状など：△	・埋立段数：2段	・造成面積：68,700 m <sup>2</sup> ・取付道路延長：230m ・放流可川までの距離：30m
534	55	点数 コバト	$\Delta 2 \times 1.0 = \Delta 2.0$	$2 \times 0.5 = 1.0$
		・地層の状態：△ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：× ・微地形の変状など：×	・埋立段数：1段	・造成面積：64,500 m <sup>2</sup> ・取付道路改良不要 ・放流可川までの距離：980m
536	57	点数 コバト	$\Delta 1 \times 1.0 = \Delta 1.0$	$2 \times 0.5 = 1.0$
		・地層の状態：△ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：△ ・微地形の変状など：×	除外	・容量確保不可 (最大確保容量36,000 m <sup>3</sup> )
548	57	点数 コバト	$\Delta 1 \times 1.0 = \Delta 1.0$	$2 \times 0.5 = 1.0$
		・地層の状態：△ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：△ ・微地形の変状など：×	・埋立段数：1段	・造成面積：55,300 m <sup>2</sup> ・取付道路延長：300m ・放流可川までの距離：290m
562	55	点数 コバト	$\Delta 1 \times 1.0 = \Delta 1.0$	$2 \times 0.5 = 1.0$
		・地層の状態：○ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：× ・微地形の変状など：△	・埋立段数：5段	・造成面積：38,000 m <sup>2</sup> ・取付道路改良不要 ・放流可川までの距離：240m
572	55	点数 コバト	$\Delta 1 \times 1.0 = \Delta 1.0$	$0 \times 0.5 = 0.0$
		・地層の状態：△ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：× ・微地形の変状など：△	・埋立段数：3段	・造成面積：18人 ・取付道路延長：60m ・放流可川までの距離：60m
607	55	点数 コバト	$\Delta 2 \times 1.0 = \Delta 2.0$	$2 \times 0.5 = 1.0$
		・地層の状態：○ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：× ・微地形の変状など：×	・埋立段数：1段	・造成面積：60人 ・取付道路延長：340m ・放流可川までの距離：580m

表 14 技術

候補地 No.	地層の状態 (上段：表層部 下段：基盤岩)	盛土流用 (上段：表層部 下段：基盤岩)	湧水・表流水
75	-	-	-
159	○：自然勾配 30° 程度 ○：未風化で硬質、 節理面は受け盤構造	○：砂礫、粘土混じり礫 ×：岩塊(礫)	△：0～50ℓ/min (沢底部) 伏流・浸透した地下水が沢本流へ向けて合流、流量多い
252	×：砂分が多く透水性高い △：強風化により低固結軟岩状	△：粘土混じり砂※ ○：砂(マサ土)	△：1～10ℓ/min (谷地出口) 谷底部では主に伏流
276	○：主に粘性土 △：強風化により低固結軟岩状	△：粘性土※ ○：砂(マサ土)	△：5～20ℓ/min (左右水路) 谷底の水田箇所は湿地状
320	-	-	-
323	-	-	-
332	○：主に粘性土 △：強風化により低固結軟岩状 礫交じり土砂状、 自然勾配 30～50° 程度	△：粘性土※ ○：砂(マサ土) 礫交じり砂・粘土	△：0～50L/min (沢底部) 谷底の水田箇所は湿地状 水田箇所以外は谷底にマサ土起源の風化物が厚く堆積し、地下水が伏流
386	-	-	-
392	○：粘性土、礫交じり粘土 ○：硬質、節理面は流れ盤構造	△：粘性土※ ×：岩塊(礫)	×：常時は表流水なし 浸食や岩片の堆積状況から降雨時の流量は多いと想定される
472	○：主に粘性土 ○：低固結軟岩	△：粘性土※ ×：砂質粘土など (金沢層)※	×：10ℓ/min (水路) 谷底の水田箇所は湿地状 集水地形で谷底の地下水量が多く、一部でため池状(地下水位高い)
506	○：主に粘性土 ○：低固結軟岩	△：粘性土※ ×：砂質粘土など (金沢層)※	×：20ℓ/min 以上 地下水位が高く概ね湿地状
510	○：主に粘性土 ○：低固結軟岩	△：粘性土※ ×：砂質粘土など (金沢層)※	△：5 ℓ/min (左右水路) 谷底の水田箇所は湿地状
512	○：主に粘性土 ○：低固結軟岩 硬質、節理面は主に受け盤構造	△：粘性土※ ×：砂質粘土など (金沢層)※ 岩塊(礫)	△：10～20ℓ/min (水路、沢) 谷底の水田箇所は湿地状
534	△：礫・岩片混じり土砂 ○：硬質、節理面は主に流れ盤構造	○：砂礫、粘土混じり礫 ×：岩塊(礫)	×：3～30ℓ/min (沢底部) 集水面積広く、降雨時の流量多い
536	-	-	-
548	△：粘性土、礫交じり土砂 ○：低固結軟岩	△：粘性土ほか※ ×：砂質粘土など (金沢層)※	△：20ℓ/min (水路) 谷底の水田箇所は湿地状
562	○：主に粘性土 ○：低固結軟岩	△：粘性土※ ×：砂質粘土など (金沢層)※	×：2 ℓ/min (湿地部表流水) 主に湿地内を浸透、敷地外への排水量が少なく、貯留される(地下水位高い)
572	△：粘性土、礫交じり土砂 ○：低固結軟岩	△：粘性土ほか※ ×：砂質粘土など (金沢層)※	△：8 ℓ/min (河底部表流水) ×：山地中腹からの湧水あり ため池からの水みちがある可能性あり
607	○：砂、粘性土 ○：低固結軟岩	△：砂、粘性土など※ ×：砂質粘土など (金沢層)※	×：集水面積大きく、湧水量多い 下流にため池あり

※高含水比で改良が必要

## 面の評価

微地形の変状など	総合評価	点数
—	—	—
△：東側枝沢に崩壊地形あり ×：堰堤は満砂の状態、沢の上流から土砂流入の可能性あり	△：多量の湧水及び土砂の流入への対策必要	△1
△：下流側の幅30~40mの谷底に緩い崩積土砂が堆積所々に小段あり（表層の流出跡）	○：谷底湿地の地盤改良の対策必要	0
△：谷底は水田であり、軟質土層の層厚確認必要 △：一部にのみ崩壊地形と移動土塊あり	◎：谷底湿地の地盤改良の対策必要	1
—	—	—
—	—	—
△：谷地下流部の谷底は水田、軟質土層の層厚確認必要 △：花崗岩岩盤の風化が深部に及び砂状に崩れ易く、表流水の浸食を受け易い ×：調査地内に複数の破碎帯が想定され、破碎帯の傾斜方向は北西で流れ盤構造	△：谷底湿地の地盤改良の対策必要 花崗岩の風化が進み、また、複数の破碎帯が流れ盤構造を形成するため、地山の強度確認が必要	0
—	—	—
×：集水面積が小さい枝沢も浸食が進み深く掘り下げられる	×：降雨時の流量多く、上部の崩壊土層は非常に浸食を受け易い	△2
△：谷底は水田であり、軟質土層の層厚確認必要 ×：調査地一体に崩壊地形が多数確認される	×：調査地一体に崩壊地形が多く、脆弱な地盤と想定	△2
△：谷底に湿地帯が連続する 軟質土層の層厚確認必要	△：下流の勾配が緩く、排水路の勾配が取れず暗渠管の位置を深くできない	△1
△：谷底は水田であり、軟質土層の層厚確認必要 ○：河底に基盤岩が露出する点から、軟質土層は薄いと推定	○：施工に地盤改良必要	0
△：谷底は水田であり、軟質土層の層厚確認必要 ○：河底に基盤岩が露出する点から、軟質土層は薄いと推定 △：一部硬質の岩盤であり掘削困難	△：一部に薄衣式礫岩の硬質岩盤が分布し、掘削が困難	△1
△：流れ盤構造であり、切土勾配に注意 ×：硬質岩盤の掘削困難 ×：ため池堤体からの漏水あり、排水の処理必要	×：降雨時の湧水・表流水の増加が見込まれ、岩盤掘削が困難	△2
—	—	—
△：谷底は水田であり、軟質土層の層厚確認必要 ×：上部に位置する滝沢層は非常に浸食を受けやすい表層の崩壊あり	△：滝沢層部分の切土勾配を緩く取る必要あり	△1
△：谷底は水田であり、軟質土層の層厚確認必要 ○：崩壊は斜面表層のみ、大規模で構造的なものは認められない	△：谷底湿地の地盤改良の対策必要、地下水位面高い	△1
△：谷底は水田であり、軟質土層の層厚確認必要	△：滝沢層部分の切土勾配を緩く取る必要あり 地下水の流路に注意必要	△1
△：沢沿いの斜面は浸食を受け、急勾配で不安定 ×：周辺に崩壊地形が多く、地山の岩盤層が劣化していると判断	×：湧水多く、岩盤層の劣化から不適と評価	△2

表 15 土地利用面の評価

候補地No.	計画埋立容量 (m <sup>3</sup> )	埋立段数 (段)	点数
75	50,000	-	除外
159	180,000	4	△1
252	202,000	1	2
276	185,000	2	1
320	120,000	-	除外
323	210,000	3	0
332	190,000	2	1
386	140,000	-	除外
392	199,000	2	1
472	240,000	2	1
506	210,000	1	2
510	230,000	2	1
512	180,000	2	1
534	190,000	1	2
536	36,000	-	除外
548	200,000	1	2
562	182,000	5	△2
572	180,000	3	0
607	210,000	1	2

表 16 経済面の評価

候補地No.	造成面積 (m <sup>2</sup> )	評価 (50%)	取付道路 延長 (m)	評価 (25%)	放流先まで の距離 (m)	評価 (25%)	合計	総合評価
75		-		-		-	-	-
159	38,300	2	1,650	△2	90	2	1.00	1
252	71,000	△2	160	0	640	△1	△1.25	△2
276	67,000	△1	70	1	40	2	0.25	0
320		-		-		-	-	-
323	55,700	0	0	2	60	2	1.00	1
332	43,900	1	0	2	70	2	1.50	1
386		-		-		-	-	-
392	45,800	1	0	2	940	△2	0.50	0
472	61,000	0	160	0	260	1	0.25	0
506	53,900	0	0	2	480	0	0.50	0
510	65,300	△1	750	△2	490	0	△1.00	△2
512	68,700	△1	230	0	30	2	0.00	0
534	64,500	△1	0	2	980	△2	△0.50	△1
536		-		-		-	-	-
548	55,300	0	300	0	290	1	0.25	0
562	38,000	2	0	2	240	1	1.75	2
572	43,900	1	0	2	60	2	1.50	1
607	56,500	0	340	△1	580	△1	△0.50	△1

表 17 土地権利面の評価

候補地 No.	所有者数 (人)	評価 (4割)	遠隔地在 住の所有 者数 (人)	評価 (3割)	未相続・ 筆界未定 ・共有の 土地の名 義数 (人)	評価 (2割)	地役権・ 地上権の 有無	評価 (1割)	合計	総合 評価
75		-		-		-		-	-	-
159	2	2		1		1		1	1.4	2
252	14	0		1		1		1	0.6	0
276	6	2	2	0		1		1	1.1	1
320		-		-		-		-	-	-
323	13	0	1	0		1		1	0.3	0
332	58	△2	2	0	51	△2		1	△1.1	△1
386		-		-		-		-	-	-
392	21	△1	1	0	10	0		1	△0.3	0
472	49	△2		1	44	△2		1	△0.8	△1
506	16	0	1	0	9	0		1	0.1	0
510	13	0		1	4	0		1	0.4	0
512	3	2		1		1		1	1.4	2
534	124	△2	1	0	115	△2		1	△1.1	△1
536		-		-		-		-	-	-
548	11	1	1	0	3	0		1	0.5	0
562	10	1		1		1		1	1.0	1
572	18	0	1	0	10	0		1	0.1	0
607	60	△2	48	△2	57	△2	地役権	0	△1.8	△2

表 18 評価項目説明資料

評価項目	技術面の評価	土地利用面の評価	経済面の評価	土地権利面の評価	その他考慮すべき事項
配点	2点×1. 0	2点×0. 5	2点×1. 5	2点×1. 5	2点×0. 5
10					《地域における土地利用の現状》候補地に神社仏閣があり、その土地が地域の対象となつてゐるなどの考慮すべき事情を評価する。
20					《放流先河川の状況》浸出水の放流先となる河川に漁業権が設定されたり、放流先付近に飲料水の取水口等があるなど考慮すべき事情を評価する。
30					《その他》その他個別の事情があれば評価する。
40					《おおむね、盛岡、仙台（自動車移動で片道2時間程度の距離）より遠くを遠隔地とし、遠隔地の在住者数に応じて評価する。
50	長期期間焼却灰等を埋め立て、埋立完了後も管理する必要のある施設のため、地盤・地質による現況調査の結果で評価する。	敷地造成費工事面積に応じて評価する。	所有者数	所有者数に応じて評価する。	《他の考へべき事項》《放流先河川の状況》の対象となる河川に漁業権が設定されたり、放流先付近に飲料水の取水口等があるなど考慮すべき事情を評価する。
60					《その他の考へべき事項》
70					《その他の考へべき事項》
80					《その他の考へべき事項》
90					《その他の考へべき事項》
100					《その他の考へべき事項》
除外					《その他の考へべき事項》
上記のほか考慮した項目					《その他の考へべき事項》

#### イ 評価②の評価結果

現地調査対象候補地8か所を現地調査の上、評価②の評価を行った。

評価②の評価結果表は、表19のとおりであった。

表 19 第3次選定相対評価結果表

候補地 No.	第2次 選定	第3次選定						総計 A+B+C	
		比較 評価 (A)	評価① (B)	評価②					
				1 自然環境面の評価 $\times 1$	2 生活環境面の評価 $\times 1$	3 総合評価 $\times 2$	合計 (C)		
159	59	2.5	$\triangle 0.7 \times 1 = \triangle 0.7$	$0.7 \times 1 = 0.7$	$\triangle 0.9 \times 2 = \triangle 1.8$	$\triangle 1.8$	59.7		
276	57	3.0	$0.1 \times 1 = 0.1$	$0.1 \times 1 = 0.1$	$0.9 \times 2 = 1.8$	2.0	62.0		
332	59	0.5	$0.1 \times 1 = 0.1$	$\triangle 0.3 \times 1 = \triangle 0.3$	$\triangle 0.9 \times 2 = \triangle 1.8$	$\triangle 2.0$	57.5		
506	55	0.0	$\triangle 0.6 \times 1 = \triangle 0.6$	$\triangle 0.3 \times 1 = \triangle 0.3$	$\triangle 0.7 \times 2 = \triangle 1.4$	$\triangle 2.3$	52.7		
512	57	2.5	$0.1 \times 1 = 0.1$	$\triangle 0.1 \times 1 = \triangle 0.1$	$0.1 \times 2 = 0.2$	0.2	59.7		
548	57	0.0	$\triangle 0.3 \times 1 = \triangle 0.3$	$\triangle 0.7 \times 1 = \triangle 0.7$	$\triangle 0.1 \times 2 = \triangle 0.2$	$\triangle 1.2$	55.8		
562	55	2.5	$0.0 \times 1 = 0.0$	$0.3 \times 1 = 0.3$	$0.1 \times 2 = 0.2$	0.5	58.0		
572	55	0.0	$0.0 \times 1 = 0.0$	$\triangle 0.6 \times 1 = \triangle 0.6$	$0.3 \times 2 = 0.6$	0.0	55.0		

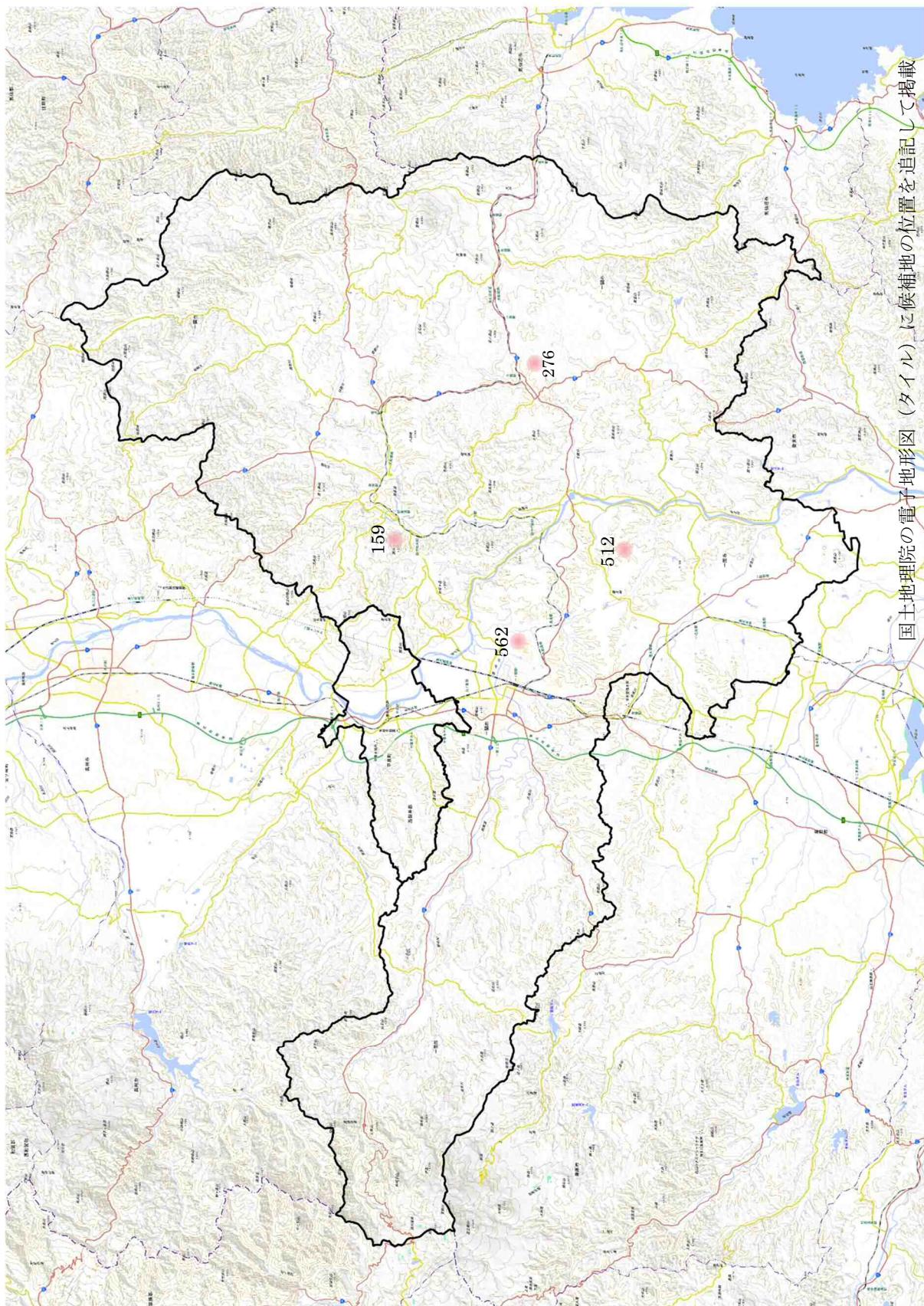
※評価②は各委員の点数の平均を小数点第2位で四捨五入した値

#### ウ 候補地の選定

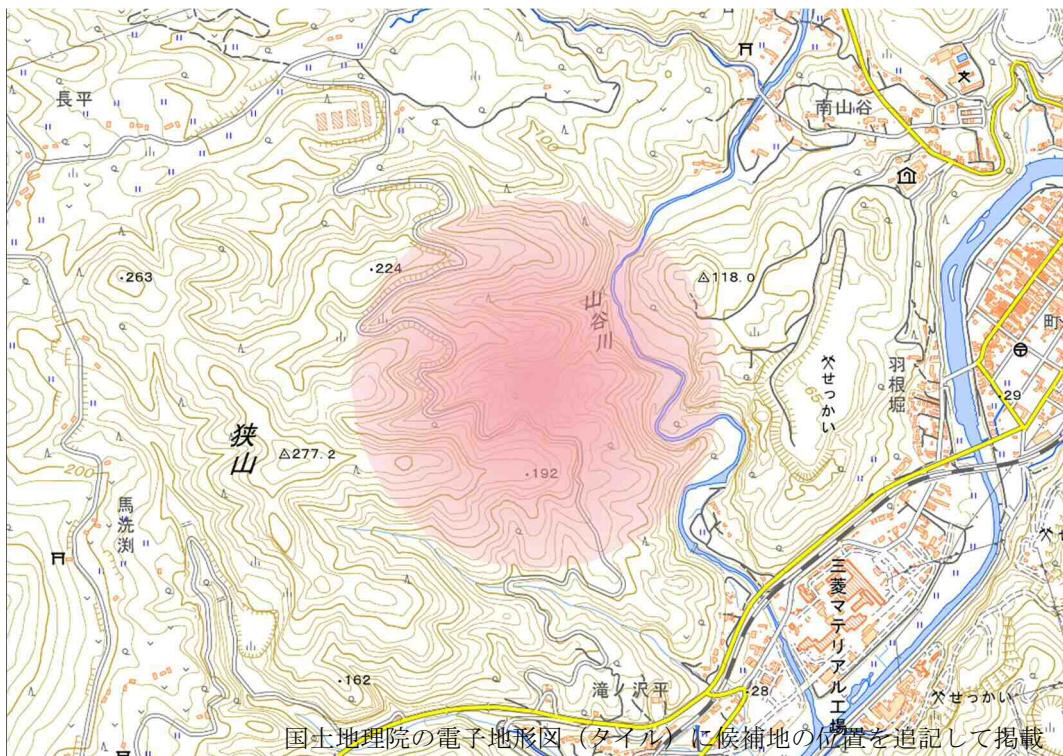
候補地は、第2次選定と第3次選定の総計点を比較し、委員会として適地と評価しうる上位4位までを選定した。

候補地に選定した4か所は、図3のとおりである。

図3 第3次選定結果（全体図）



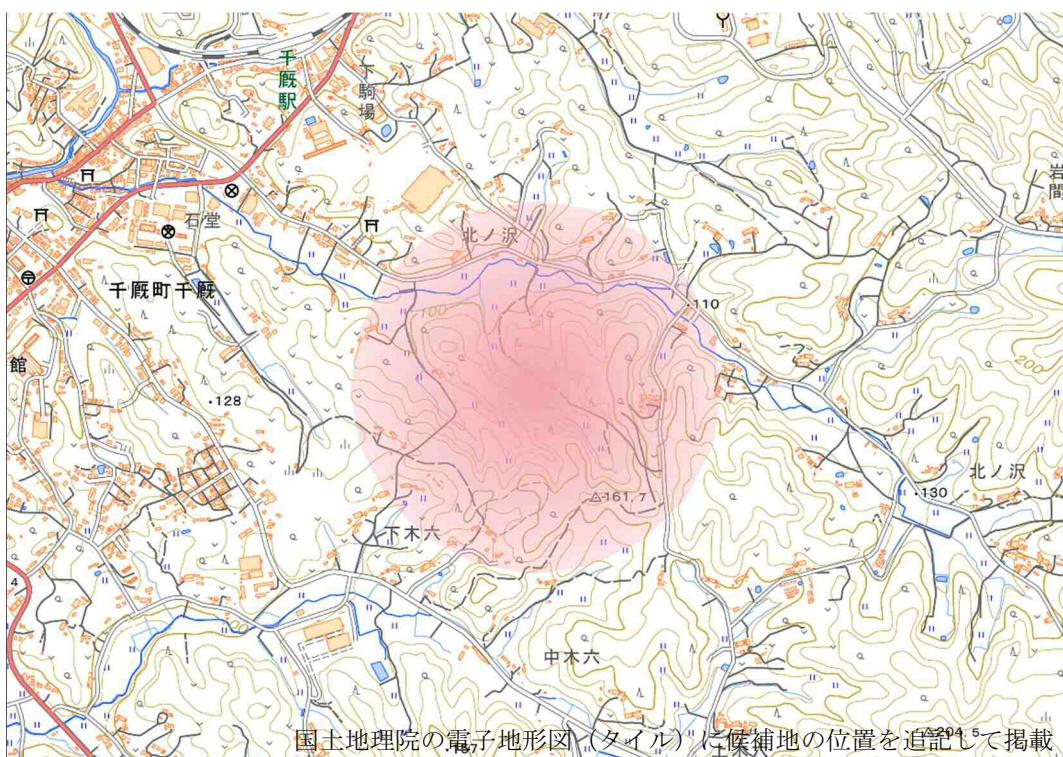
候補地① No.159 (一関市東山町長坂字長平外)



補足

- ・集水地形のため、土砂流入の懸念があるので、適切な対応が必要

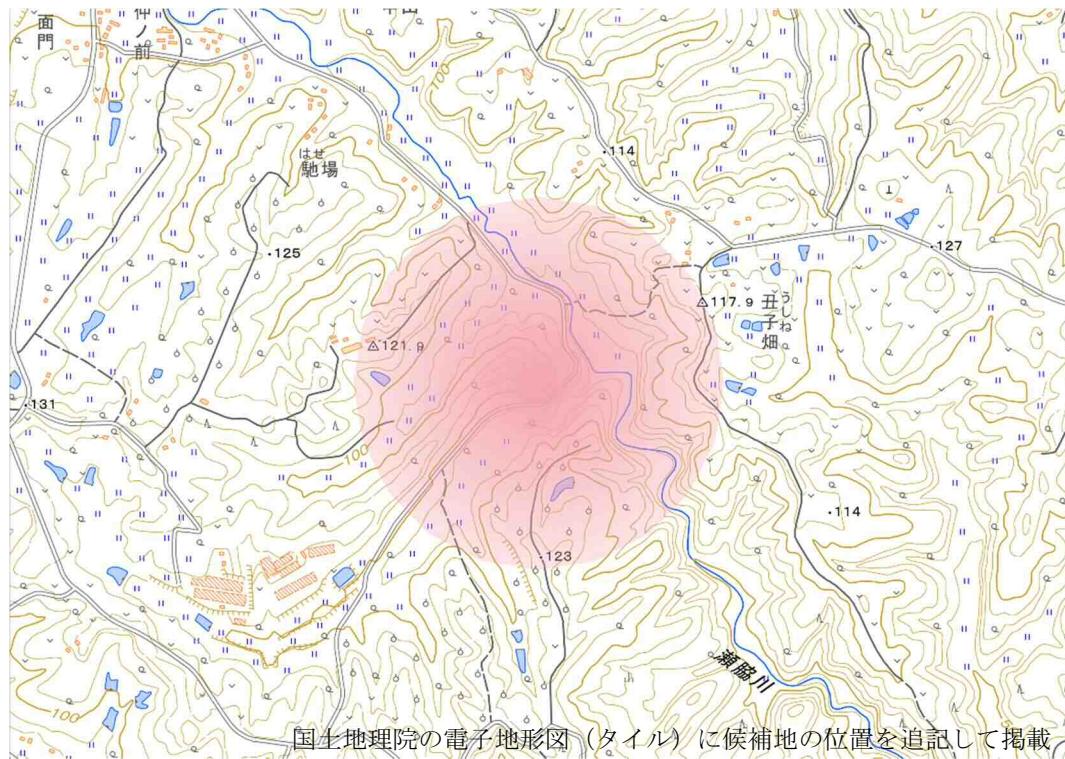
候補地② No.276 (一関市千厩町千厩字北ノ沢外)



補足

- ・候補地内に希少動植物が確認されるので、適切な対応が必要

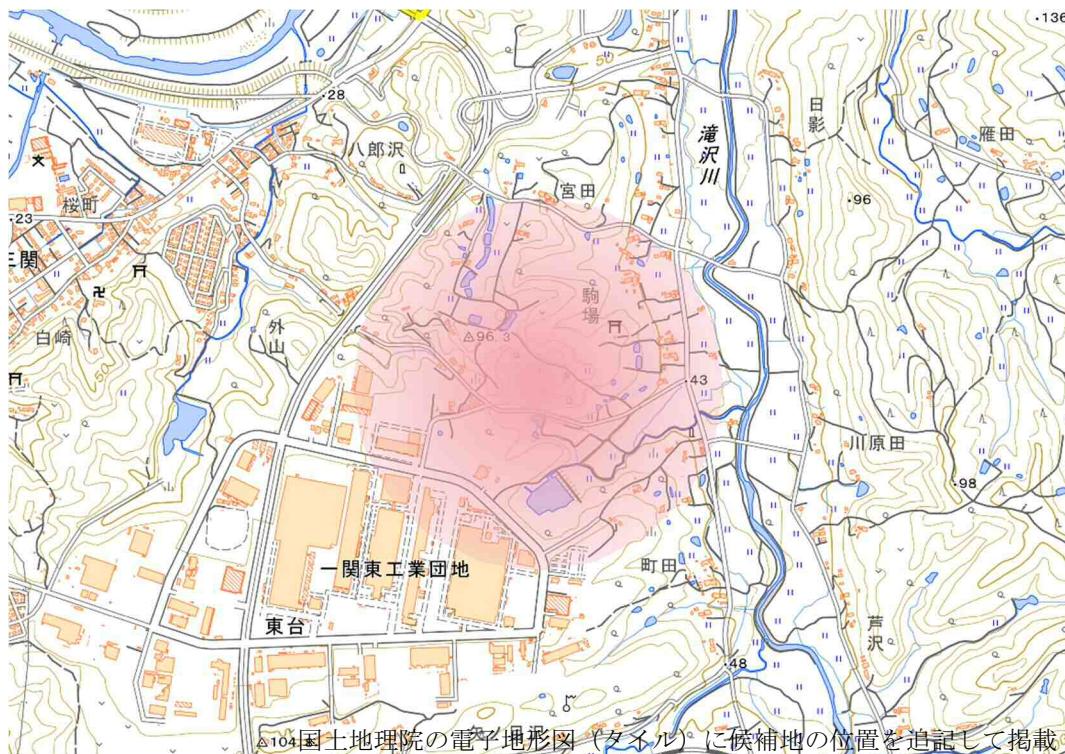
候補地③ No.512 (一関市花泉町金沢字長沢外)



補足

- 候補地内に希少動植物生息の可能性があるので、適切な対応が必要

候補地④ No.562 (一関市滝沢字駒場外)



補足

- ・狭小地であり、掘削土の搬出や仮置き場の確保に制約があるので、適切な対応が必要

## おわりに

本委員会は、約1年7か月間にわたり、延べ9回の協議を重ねてきましたが、評価に当たっては、すべての評価項目について、現時点で可能な限りの判断材料となる資料を取りそろえ、客観的な評価ができるよう努めました。

評価項目の中には、地質、希少動植物など、候補地選定の段階では、詳細な調査が困難な項目もありましたが、各種資料の確認、現地調査等により現況を把握した上で評価をしました。

なお、本委員会の役割は、整備候補地の選定をすることにありますが、組合が施設整備を進めるに当たっては、次の点に配慮願います。

- ・ 環境影響調査や地質調査を基に、環境保全や防災などについて、さらに検証されたい。
- ・ 埋立方式や水処理等について、詳細な検討を進めるに当たっては、今後、選定される候補地の地元の安全確保・生活環境の保全に配慮し、十分な説明を行った上で整備を進められたい。
- ・ 可能な限り埋立対象廃棄物の減量を進め、施設寿命の延命に努められたい。

一般廃棄物最終処分場が地域に調和し、環境にやさしく、循環型社会の形成に貢献するとともに、組合が安全で安定した施設運営を進めることにより、住民が安心できる施設となることを要望し、本委員会の報告とします。

参考

一関地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場  
候補地選定委員会設置要綱

平成29年12月26日

一関地区広域行政組合告示第50号  
改正 平成30年3月29日 告示第22号

(設置)

第1 平成29年3月に策定した廃棄物処理基本構想に基づく一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）の整備候補地の選定等を行うため、一関地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 最終処分場の整備候補地の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。  
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、管理者が招集する。

2 委員会の会議は、半数以上が出席しなければ、開くことができない。  
3 委員会の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委員の守秘義務)

第7 委員は、候補地の選定等の過程で知り得た事実、情報等のうち、個人、法人及びその他の団体の権利利益を害するおそれがあるもの並びに事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを他人に漏らしてならない。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、総務管理課において処理する。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

制定文（抄）（平成29年12月26日告示第50号）

平成29年12月26日から施行する。

制定文（抄）（平成30年3月29日告示第22号）

平成30年4月1日から施行する。

